平成２９年（フ）第１１３号
三重県伊勢市竹ケ鼻町98番地２　市営住宅竹ヶ鼻第１団地　18号
債務者　中村みき子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１７８８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目７番12号　サウスピアリバージュ102号
債務者　村上愛里花
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
釧路市興津２丁目30番12号　岡マンション３号室、申立前の住所釧路市興津２丁目１番７号
債務者　佐藤　方伸
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４０２号
盛岡市羽場17地割114番地２
債務者　松田　　茜
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１８６６号
愛知県弥富市鯏浦町上六123番地　大嶽弥富マンション　402、従前の住所愛知県弥富市佐古木３丁目373番地５　Ｇｒａｎｄ　Ｖｉｅｗ　402
債務者　髙宮　克美
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５３８号
大阪市東淀川区豊新３丁目19番６号　ハイツ旭Ⅲ　403号
債務者　モトハウスライドオンこと　田代　浩二
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４５号
大阪府吹田市桃山台１丁目１番Ｃ１―403号、前住所大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ18―308号
債務者　夏目　　都
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６５３号
大阪市住之江区安立１丁目11番25―903号、前住所大阪市住吉区清水丘３丁目１番18―311号
債務者　清岡　春香（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６８１号
大阪市大正区千島３丁目９番１―306号
債務者　宮城　昌幸
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６８６号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ１―104号
債務者　山口　　隆
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７４３号
大阪市西成区千本南１丁目15番34号　浪花苑301号、前住所大阪市浪速区恵美須東２丁目９番１―701号
債務者　中谷　伸子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７８号
大阪市此花区西九条４丁目７番18号　宮本マンションⅡ　212号室
債務者　平井　美砂
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７８３号
大阪市東住吉区西今川１丁目11番20―803号
債務者　菊池　一也
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４号
香川県高松市多賀町２丁目10番17号
債務者　山田　英治
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９５号
香川県高松市多賀町２丁目10番17号
債務者　山田　　稔
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８７０号
愛知県海部郡蟹江町本町９丁目１番地　ハイツⅠ　２Ａ
債務者　吉田　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９４号
名古屋市港区港楽１丁目２番16号　レオパレス港楽209号、従前の住所名古屋市熱田区三本松町18番25号　ハイツ紫苑302号
債務者　石川　裕右
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部